

改正

平成11年 9 月28日規則第83号
平成11年12月28日規則第93号
平成12年 3 月31日規則第103号
平成12年 8 月 8 日規則第132号
平成12年 9 月29日規則第138号
平成14年 3 月29日規則第60号
平成16年 6 月 8 日規則第61号
平成17年 3 月25日規則第41号
平成17年 3 月29日規則第106号
平成18年 3 月31日規則第63号
平成19年 1 月30日規則第 9 号
平成19年10月19日規則第107号
平成20年12月22日規則第120号
平成22年 5 月 7 日規則第70号
平成24年 3 月30日規則第51号
平成24年 6 月 8 日規則第72号
平成25年 3 月19日規則第33号
平成28年 3 月29日規則第46号
平成30年 3 月30日規則第19号
令和元年 6 月25日規則第15号
令和 2 年 3 月10日規則第12号
令和 2 年 9 月29日規則第74号
令和 3 年 4 月30日規則第46号
令和 3 年 9 月28日規則第80号
令和 5 年 3 月10日規則第14号
令和 6 年 3 月 8 日規則第 8 号
令和 7 年 3 月18日規則第19号
令和 7 年 7 月11日規則第80号

神奈川県県営住宅条例施行規則をここに公布する。

神奈川県県営住宅条例施行規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第2章 県営住宅の管理

第1節 入居（第2条～第16条）

第2節 家賃、敷金等（第17条～第28条）

第3節 保管（第29条～第31条）

第4節 収入超過者及び高額所得者（第32条～第34条）

第5節 建替え（第35条・第36条）

第6節 監理（第37条・第38条）

第3章 社会福祉事業等への活用（第39条～第41条）

第4章 駐車場等の管理（第42条～第55条）

第5章 指定管理者（第56条～第58条）

第6章 雑則（第59条・第60条）

附則

第1章 総則

（事務の委任）

第1条 神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務は、住宅営繕事務所長（以下「所長」という。）に委任する。

- （1） 条例第5条（条例第12条において準用する場合を含む。）の規定により、公募を行わないで公営住宅（条例第12条において準用する場合にあつては、改良住宅。次号、第4号、第18号、第19号及び第21号において同じ。）に入居させること。
- （2） 条例第6条第2項第6号（条例第12条において準用する場合を含む。）の規定により、公営住宅に入居することができる者の条件を定めること。
- （3） 条例第8条第2項（条例第12条において準用する場合を含む。）の規定により、市町村長に意見を求めること。
- （4） 条例第8条第3項（条例第12条において準用する場合を含む。）の規定により、公営住宅の入居者を決定し、及びその旨を通知すること。
- （5） 条例第8条第4項の規定により、公営住宅の入居者として決定した者（条例第7条第5項の規定に該当する者に限る。）に対し、当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知すること。
- （6） 条例第8条第5項の規定により、借上げに係る公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知すること。
- （7） 条例第8条第7項の規定により、改良住宅の入居者を決定し、及びその旨を通知すること。
- （8） 条例第8条の2第1項の規定により、公営住宅の一部を子育てに適するものとして指定すること。
- （9） 条例第8条の2第3項後段（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、同条第3項前段に規定する有効期間（以下「有効期間」という。）の満了時に当該子育てに適する

公営住宅を明け渡さなければならない旨を説明すること。

- (10) 条例第8条の2第5項の規定により、有効期間を延長すること。
- (11) 条例第8条の3第1項の規定により、公営住宅の一部を同条第2項第1号に掲げる者を入居させるものとして指定すること。
- (12) 条例第8条の3第2項第1号の規定により、定期借家対象公営住宅に入居することができる者の条件を定めること。
- (13) 条例第8条の3第3項の規定により、定期借家対象公営住宅の入居者の決定に係る基準その他必要な事項を定めること。
- (14) 条例第8条の3第6項の規定により、定期借家期間を指定すること。
- (15) 条例第8条の3第8項の規定により、定期借家期間の満了時に当該定期借家対象公営住宅を明け渡さなければならない旨を説明すること。
- (16) 条例第8条の3第9項の規定により、同条第8項の説明を受けた旨を証する書類を受理すること。
- (17) 条例第8条の3第10項の規定により、定期借家期間の満了時に当該定期借家対象公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知すること。
- (18) 条例第9条第1項（条例第12条において準用する場合を含む。）の規定により、公営住宅の入居者を決定すること。
- (19) 条例第9条第2項（条例第12条において準用する場合を含む。）の規定により、条例第9条第1項の公営住宅（子育てに適する公営住宅を除く。）の公開による抽選に当たり、優先的な措置を講ずること。
- (20) 条例第10条の規定により、公営住宅の入居補欠者及び入居者を決定すること。
- (21) 条例第11条（条例第12条において準用する場合を含む。）の規定により、公営住宅の入居登録者を決定し、入居者を決定し、及び入居登録者の登録有効期間を定めること。
- (22) 条例第13条第1項（条例第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、条例第13条第1項各号（条例第16条第3項において準用する場合にあつては、条例第13条第1項第1号）に掲げる手続をしなければならない期間を定めること。
- (23) 条例第13条第2項（条例第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、条例第13条第1項各号に掲げる手続をしなければならない期間を指示すること。
- (24) 条例第13条第3項の規定により、入居日を指定すること。
- (25) 条例第13条第4項の規定により、入居の決定を取り消すこと。
- (26) 条例第15条第1項の規定により、入居の際に同居した親族以外の親族を同居させることを承認すること。
- (27) 条例第16条第1項の規定により、入居を承継することについて承認すること。
- (28) 条例第16条第2項の規定により、同条第1項に規定する期限を延長することができる期間を定め、及び当該期間以内に限り延長すること。

- (29) 条例第16条第4項の規定により、同条第1項の承認を取り消すこと。
- (30) 条例第18条の規定により、改良住宅の毎月の家賃を定めること。
- (31) 条例第19条第2項の規定により、県営住宅の入居者の収入の額を認定し、及び通知すること。
- (32) 条例第19条第3項の規定により、同条第2項の規定による認定に係る意見を聴取し、その内容を審査し、及び当該認定を更正すること。
- (33) 条例第19条第4項の規定により、同条第2項及び第3項の規定による認定の変更の求めを受けること。
- (34) 条例第20条（条例第38条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、家賃（条例第38条第3項において準用する場合にあつては、金銭）の減免及び徴収の猶予をすること。
- (35) 条例第21条第1項及び第5項の規定により、家賃を徴収すること。
- (36) 条例第21条第3項の規定により、家賃を納付する期限を定めること。
- (37) 条例第22条第1項（条例第52条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、敷金（条例第52条第2項において準用する場合にあつては、保証金）を徴収すること。
- (38) 条例第22条第2項（条例第52条第2項及び条例第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、敷金（条例第52条第2項及び条例第63条第2項において準用する場合にあつては、保証金。次号及び第40号において同じ。）の減免及び徴収の猶予をすること。
- (39) 条例第22条第3項（条例第52条第2項及び条例第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、敷金を還付すること。
- (40) 条例第23条第1項（条例第52条第2項及び条例第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、敷金を運用すること。
- (41) 条例第24条第3項の規定により、県営住宅の修繕及びその費用を負担することを命ずること。
- (42) 条例第25条の2第1項の規定により、施設維持管理料を徴収すること。
- (43) 条例第25条の2第2項の規定により、施設維持管理料を減免すること。
- (44) 条例第28条の規定により、県営住宅を引き続き15日間使用しない場合の届出を受理すること。
- (45) 条例第30条ただし書の規定により、県営住宅の一部を住宅以外の用途に供することを承認すること。
- (46) 条例第31条第1項ただし書の規定により、県営住宅の模様替え及び増築を承認すること。
- (47) 条例第31条第2項の規定により、検査をする者を指定すること。
- (48) 条例第32条第1項及び第2項の規定により、公営住宅及び改良住宅の入居者を収入が超過している者として認定し、及びその旨を通知すること。
- (49) 条例第32条第3項の規定により、同条第1項及び第2項の規定による認定に係る意見を聴取し、その内容を審査し、及び当該認定を更正すること。
- (50) 条例第34条の規定により、条例第32条第1項及び第2項の規定による認定を受けた入居者が家賃として支払う額を算出すること。
- (51) 条例第35条第1項の規定により、公営住宅の入居者を高額所得のある者として認定し、及び

その旨を通知すること。

- (52) 条例第35条第2項の規定により、同条第1項の規定による認定に係る意見を聴取し、その内容を審査し、及び当該認定を更正すること。
- (53) 条例第36条第1項の規定により、期限を定めて、公営住宅の明渡しを請求すること。
- (54) 条例第37条の規定により、条例第36条第1項の明渡しの期限を延長し、及び明渡しの請求を取り消すこと。
- (55) 条例第38条第2項の規定により、金銭を徴収すること。
- (56) 条例第39条の規定により、他の適当な住宅のあっせん等を行うこと。
- (57) 条例第40条の規定により、期限を定めて、公営住宅の明渡しを請求すること。
- (58) 条例第41条の規定により、仮住居を提供すること。
- (59) 条例第42条第1項の規定により、新たに整備される公営住宅への入居を希望する旨を申し出る期間を定め、及び当該申出を行った者を入居させること。
- (60) 条例第42条第2項の規定により、入居することができる期間を定め、及び入居すべき旨を通知すること。
- (61) 条例第43条第1項及び第2項の規定により、移転料を支払うこと。
- (62) 条例第44条第1項の規定により、家賃を減額すること。
- (63) 条例第46条の規定により、入居者の収入の状況について報告を求め、並びに官公署に必要な書類を閲覧させ、及びその内容を記録させることを求めること。
- (64) 条例第47条第1項の規定により、県営住宅の明渡しの届出を受理すること。
- (65) 条例第47条第2項の規定により、検査をする者を指定すること。
- (66) 条例第48条第1項の規定により県営住宅の明渡しを請求し、及び同条第5項の規定によりその旨を通知すること。
- (67) 条例第48条第3項及び第4項の規定により、金銭を徴収すること。
- (68) 条例第49条の規定により、公営住宅の使用を許可し、及び条件を付すこと。
- (69) 条例第50条第1項の規定により、条例第49条第1項の許可の申請を受理し、当該許可をする場合にその旨を通知し、及び使用を開始する日を指定すること。
- (70) 条例第52条第1項の規定により、保証金の額を定めること。
- (71) 条例第53条の規定により、公営住宅の使用状況を報告させること。
- (72) 条例第54条の規定により、条例第50条第1項の規定による申請の内容の変更の報告を受けること。
- (73) 条例第55条の規定により、条例第49条第1項の許可を取り消すこと。
- (74) 条例第59条第2項の規定により、駐車場の使用者を決定し、及びその旨を通知すること。
- (75) 条例第60条第1項第1号の規定により、提出する書類を定めること。
- (76) 条例第60条第2項の規定により、同条第1項各号に規定する手続をする期間を定めること。
- (77) 条例第60条第3項の規定により、駐車場の使用開始日を指定すること。

- (78) 条例第60条第4項の規定により、同条第1項の決定を取り消すこと。
- (79) 条例第61条第1項の規定により、駐車場の毎月の使用料を定めること。
- (80) 条例第61条第2項（条例第65条の2第5項及び第65条の3第5項において準用する場合を含む。）の規定により、使用料の減免又は徴収の猶予をすること。
- (81) 条例第62条第1項及び第4項の規定により、駐車場使用料を徴収すること。
- (82) 条例第63条第1項の規定により、保証金を徴収すること。
- (83) 条例第64条第1項の規定により、条例第59条第2項の使用の決定を取り消し、及び駐車場の明渡しを請求すること。
- (84) 条例第65条の規定により、駐車場の明渡しの届出を受理すること。
- (85) 条例第65条の2第2項の規定により、駐車場の使用を許可すること。
- (86) 条例第65条の2第3項の規定により、同条第2項の許可を受けた事項の変更の許可をすること。
- (87) 条例第65条の2第4項の規定により、使用料の額を定め、及び使用料を徴収すること。
- (88) 条例第65条の2第6項の規定により、同条第2項の許可を取り消し、及びその明渡しを請求すること。
- (89) 条例第65条の3第2項の規定により、広場、緑地等の使用を許可すること。
- (90) 条例第65条の3第3項の規定により、同条第2項の許可を受けた事項の変更を許可すること。
- (91) 条例第65条の3第4項の規定により、使用料の額を定め、及び使用料を徴収すること。
- (92) 条例第65条の3第6項の規定により、同条第2項の許可を取り消すこと。
- (93) 条例第72条第1項の規定により、検査をする者を指定し、及び入居者に対して必要な指示をすること。
- (94) 条例第73条の規定により、関係機関に対し、情報の提供その他必要な協力を求めること。

第2章 県営住宅の管理

第1節 入居

（住宅移転承認申請書等）

第2条 条例第5条第7号又は第8号（条例第12条において準用する場合を含む。）の規定に該当するとして他の県営住宅に移転し、又は相互に入れ替わろうとする県営住宅の入居者は、県営住宅移転承認申請書（第1号様式）又は県営住宅相互入替承認申請書（第2号様式）を所長に提出しなければならない。

2 条例第5条第8号に規定する相互に入れ替わることが双方の利益となる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 現に使用する県営住宅と勤務場所が著しく遠隔であるとき。
- (2) 収入が低額となり、現に使用する県営住宅の家賃が過重であるとき。
- (3) 教育環境、近隣者との関係その他入れ替えをすべき特別の事情があるとき。

（現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない者）

第2条の2 条例第6条第2項第4号に規定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この条において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護、配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- （2） 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- （3） 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項に規定する女性相談支援センター又は配偶者暴力防止等法第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターから、配偶者暴力防止等法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力（次号において「配偶者等からの暴力」という。）の被害を理由として保護を受けていることの証明書の発行を受けている者
- （4） 配偶者暴力防止等法第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所若しくは市町村又は行政機関と連携して配偶者等からの暴力を受けた者に対する支援を行っている民間の団体から、配偶者等からの暴力の被害を理由として保護を受けていることの確認書の発行を受けている者

（入居申込書等）

第3条 条例第8条第1項又は第6項の規定による入居の申込みは、県営住宅入居申込書（第3号様式）を所長に提出してしなければならない。

- 2 前項の入居の申込みは、公募の都度1世帯1戸限りとする。ただし、条例第6条第3項の規定により改良住宅に入居しようとする者で所長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。
- 3 条例第8条第3項又は第7項の規定による通知は、県営住宅入居者決定通知書（第4号様式）によりするものとする。ただし、子育てに適する公営住宅の入居者として決定した者に対する通知にあつては子育てに適する公営住宅入居者決定通知書（第4号様式の2）により、定期借家対象公営住宅の入居者として決定した者（条例第8条の3第2項第1号に該当する者として決定した者に限る。）に対する通知にあつては定期借家対象公営住宅入居者決定通知書（第4号様式の2の2）によりするものとする。
- 4 条例第8条の2第3項後段に規定する説明は、子育てに適する公営住宅の有効期間に関する説明書（第4号様式の3）を交付して行うものとする。
- 5 前項の規定により子育てに適する公営住宅の有効期間に関する説明書の交付を受けた者は、子育て

てに適する公営住宅の有効期間に関する承諾書（第4号様式の4）を所長に提出しなければならない。

6 条例第8条の3第8項に規定する説明は、定期借家対象公営住宅の定期借家期間に関する説明書（第4号様式の3の2）を交付して行うものとする。

7 条例第8条の3第9項の規定による書類の提出は、定期借家対象公営住宅の定期借家期間に関する承諾書（第4号様式の4の2）によりするものとする。

（有効期間等）

第3条の2 条例第8条の2第4項に規定する規則で定める有効期間は、入居指定日から起算して10年間とする。

2 条例第8条の3第1項に規定する規則で定める期間は、入居指定日から起算して10年間とする。ただし、所長が特に認める場合は、所長が別に定める期間とすることができる。

（有効期間等の満了通知）

第3条の3 所長は、有効期間の満了する日の6月前までに、子育てに適する公営住宅に入居している者に対し、子育てに適する公営住宅の有効期間満了通知書（第4号様式の5）により有効期間の満了する日その他必要な事項を通知するものとする。

2 条例第8条の3第10項の規定による通知は、定期借家対象公営住宅の定期借家期間満了通知書（第4号様式の5の2）によりするものとする。

（有効期間の延長）

第3条の4 条例第8条の2第5項に規定する子育てに適する公営住宅を明け渡すことができないやむを得ない事情として規則で定める事情は、有効期間の満了する日において、子育てに適する公営住宅の入居者が次の各号のいずれにも該当することとする。

（1） 条例第6条第1項第1号、第3号及び第4号の規定に該当すること。

（2） 条例第27条及び第48条第1項第1号から第7号までの規定に該当しないこと。

（3） 現に同居し、かつ、扶養する者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

2 条例第8条の2第5項に規定する規則で定める期間は、有効期間の満了する日の翌日から子育てに適する公営住宅の入居者が現に同居し、かつ、扶養する者のうち最も年少の者が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（当該期間が5年を超える場合にあっては、有効期間の満了する日の翌日から起算して5年を経過する日まで）とする。

3 有効期間の延長を受けようとする者は、有効期間が満了する日の30日前までに、子育てに適する公営住宅の有効期間延長申請書（第4号様式の6）に次に掲げる書類を添付して所長に提出しなければならない。

（1） 子育てに適する公営住宅の入居者及び現に同居し、かつ、扶養する者の住民票の写し

（2） その他所長が必要と認める書類

4 条例第8条の2第7項において準用する同条第3項後段に規定する説明は、子育てに適する公営住宅の有効期間延長に関する説明書（第4号様式の7）を交付して行うものとする。

5 前項の規定により子育てに適する公営住宅の有効期間延長に関する説明書の交付を受けた者は、子育てに適する公営住宅の有効期間延長に関する承諾書（第4号様式の8）を所長に提出しなければならない。

6 所長は、有効期間の延長を決定したときは、子育てに適する公営住宅の有効期間延長決定通知書（第4号様式の9）を第3項及び前項の規定により申請書及び承諾書を提出した者に交付するものとする。

（定期借家対象公営住宅に入居することができる者の年齢）

第3条の5 条例第8条の3第2項第1号に規定する規則で定める年齢は、満35歳とする。ただし、所長が特に認める場合は、所長が別に定める年齢とすることができる。

（公営住宅の入居者の公開抽選）

第4条 公営住宅の入居について、条例第9条第1項の規定により公開による抽選を行うときは、抽選番号票を条例第8条第1項の規定による入居の申込みをした者（以下「申込者」という。）に交付する。

2 所長は、抽選の日時、方法等を入居者の公募の際に発表し、期日に申込者の立会いのもとに抽選を行い、終了後は直ちに抽選記録を作成し、立会人の署名を求めるものとする。

（特別仕様住宅の入居者決定方法）

第5条 条例第9条第1項ただし書に規定する特別な仕様に係る公営住宅については、申込者のうち現に住宅に困窮している度合いが高いと認められる者を入居者として決定する。

（配偶者のない者に準ずる者）

第6条 条例第9条第2項第1号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 次のいずれかに該当する者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

ア 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその船舶に乗っていた者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となった者又は航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその航空機に乗っていた者若しくは航空機に乗っていてその航空機の航行中に行方不明になった者で、3月以上その生死が明らかでないもの

イ アに掲げる者以外の者で、死亡の原因となるべき危難に遭遇した者のうちその危難が去った後1年以上その生死が明らかでないもの

ウ ア及びイに掲げる者のほか、3年以上その生死が明らかでない者

（2） その他前号に掲げる者に準ずる者と所長が認めた者

（特別低額所得者の収入の額）

第7条 条例第9条第2項第3号に規定する特別低額所得者の収入額は、8万円とする。

（心身障害者）

第8条 条例第9条第2項第6号に規定する規則で定める心身障害者は、次の各号のいずれかに該当

する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害がある者として記載されている者（以下「身体障害者」という。）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級から4級までのもの
- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に規定する特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3に規定する第1款症のもの
- (3) 児童相談所の長、知的障害者更生相談所の長、精神保健福祉センターの長又は精神科の診療に経験を有する医師により、重度若しくは中度の知的障害であると判定された者又はこれと同程度の精神的障害を有すると判定された者

（特別の事情があると認められる者）

第9条 条例第9条第2項第8号に規定するその他特別の事情があると認められる者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第4項の規定により交付を受けた公害医療手帳を所持している者（同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）に当該公害医療手帳を所持している者がいる者を含む。）又はこれに準ずる者と所長が認めた者
- (2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第3項の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者（同居の親族に当該被爆者健康手帳を所持している者がいる者を含む。）
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に居住している者
- (4) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (5) 独立行政法人都市再生機構又は神奈川県住宅供給公社の賃貸住宅の入居者で当該賃貸住宅の建替えに伴い県営住宅への入居を希望するもののうち、当該建替えに伴う家賃の急激な上昇により当該賃貸住宅の家賃負担が困難となると認められる者
- (6) 同居の親族（配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）を除く。）に18歳未満の者が3人以上いる者
- (7) 特に長期間にわたり住宅に困窮していると認められる者
- (8) 入居の申込みに係る新設の公営住宅の所在する市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。以下この号において同じ。）内に引き続き2年以上住所を有し、又は当該市町村内の事業所に勤務している者

(9) 新設の公営住宅に入居を申し込む際現に同居し、又は同居しようとする親族が3人以上ある者で県内に引き続き5年以上住所を有するもの

(入居補欠者への通知)

第10条 所長は、条例第10条第1項の規定により入居補欠者を決定したときは、その旨及び順位を当該入居補欠者として決定した者に通知する。

(入居登録者への通知等)

第11条 前条の規定は、条例第11条第1項の規定により入居登録者を決定した場合について準用する。

2 前項の入居登録者が、入居の順位が到来した場合において入居を辞退したときは、入居登録者としての資格を失う。ただし、当該入居登録者又は同居しようとする者に重患、出産、長期出張その他特別の事情があるときは、1回に限りその順位を保留することができる。

(入居者資格についての実情調査)

第12条 所長は、県営住宅の入居者を決定する前に、入居予定者及び同居しようとする者について、入居者資格があることを確認するために必要な実情調査を行うものとする。

2 所長は、前項の実情調査に際しては、入居予定者及びその同居させようとする者に関し、次に掲げる書類を提出させ、又は提示させることができる。

(1) 住民票の写し

(2) 前年の収入を証する書類

(3) 住宅に困窮していることを証する書類

(4) 親族関係を証する書類

(5) 個人の道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。）の納税証明書

(6) その他必要と認める書類

3 所長は、入居予定者が条例第6条第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該入居予定者に面接し、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査することができる。

(入居の手続)

第13条 条例第13条第1項第1号に掲げる請書は、県営住宅入居請書（第5号様式）とする。ただし、子育てに適する公営住宅の入居者として決定した者にあつては子育てに適する公営住宅入居請書（第5号様式の2）とし、定期借家対象公営住宅の入居者として決定した者にあつては定期借家対象公営住宅の入居請書（第5号様式の3）とする。

2 県営住宅入居決定者は、入居した日から15日以内に県営住宅入居完了届（第6号様式）を所長に提出しなければならない。

第14条 削除

(同居の承認)

第15条 県営住宅の入居者は、条例第15条第1項の規定による承認を得ようとするときは、県営住宅同居承認申請書（第9号様式）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による申請の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、これを承認するものとする。

(1) 同居させようとする者が県営住宅の入居者の3親等内の親族であること。

(2) 同居させようとする者が住宅に困窮していること。

(3) 同居の結果が過密とならないこと。

(入居の承継)

第16条 条例第16条第1項の規定による申請は、県営住宅入居承継承認申請書（第10号様式）によりしなければならない。ただし、子育てに適する公営住宅の入居者にあつては子育てに適する公営住宅入居承継承認申請書（第10号様式の2）により、定期借家対象公営住宅の入居者にあつては定期借家対象公営住宅の入居承継承認申請書（第10号様式の3）により、しなければならない。

2 所長は、前項の規定による申請を行った者が、県営住宅の入居者が死亡し、又は退去した際、現に同居していた配偶者又は高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者であるときは、当該申請を承認するものとする。

第2節 家賃、敷金等

(家賃の通知)

第17条 所長は、条例第17条第1項又は第18条の規定により公営住宅又は改良住宅の家賃の額を決定したときは、当該額及び算式を当該住宅の入居者に通知する。

(利便性の数値)

第18条 条例第17条第2項（条例第18条において準用する場合を含む。）に規定する数値は、当該県営住宅について、次の各号の区分に応じ当該各号に定めるところにより得られる数値の和を1から減じた値とする。

(1) 次の表の左欄各項に定める最寄り鉄道駅からの直線距離の区分に応じてそれぞれ右欄各項に定める数値

最寄り鉄道駅からの直線距離	数値
1. 0km未満	0.0
1. 0km以上2. 0km未満	0.025
2. 0km以上3. 0km未満	0.05
3. 0km以上4. 0km未満	0.075
4. 0km以上	0.1

(2) 県営住宅における土地固定資産税評価額相当額（神奈川県県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号）第46条に規定する財産台帳に記録された土地の価格を敷地面積で除した額をいう。以下同じ。）の最高額と当該県営住宅の土地固定資産税評価額相当額との差額を、県営住宅における土地固定資産税評価額相当額の最高額と最低額との差額で除して得た値に、0.1を乗じて得た数値

(3) 次の表の左欄に掲げる設備の各項目の区分に応じてそれぞれ右欄各項に定める数値を合計した数値

項目		数値
浴室	有り（浴槽有り）	0.0
	有り（浴槽無し）	0.02
	無し	0.05
3 箇所（浴室、台所及び洗面所）	有り	0.0
給湯方式	無し	0.02
トイレ	水洗	0.0
	くみ取り	0.03

(収入申告等)

第19条 条例第19条第1項の規定による収入の申告は、収入申告書（第11号様式）により、毎年6月30日までにその前年の1月1日から12月31日までの収入に関して行わなければならない。

2 前項の収入申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該県営住宅の入居者及び同居者の公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「住宅令」という。）第1条第3号に規定する所得金額を証する書類

(2) 住宅令第1条第3号イからトまでに規定する額を控除する場合にあっては、当該控除の対象者に該当する旨を証する書類

(3) 当該県営住宅の入居者又は同居者が条例第6条第1項第1号アからウまでのいずれかに該当する場合にあっては、その旨を証する書類

3 県営住宅の入居者は、条例第19条第3項の規定により意見を述べるときは、収入認定更正（変更）申立書（第12号様式）にその理由を証する書類を添えて、同条第2項の通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内に所長に提出しなければならない。

4 県営住宅の入居者は、条例第19条第4項の規定により認定の変更を求めるときは、収入認定更正（変更）申立書にその理由を証する書類を添えて、所長に提出しなければならない。この場合において、所長は、その内容を審査し、理由があると認めるときは、当該申立があった月の翌月から当該認定を変更する。

(家賃の減免申請)

第20条 条例第20条の規定により家賃の減免を受けようとする県営住宅の入居者は、県営住宅家賃減免申請書（第13号様式）に減免を受けることができる事由に該当することを証する書類を添付して所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請のあった月の翌月から家賃を減免する。

(1) 県営住宅の入居者又は同居者の死亡、疾病、失業等により県営住宅の入居者及び同居者の所

得月額（継続的な課税対象となる収入並びに非課税となっている年金及び給付金のすべてを加算し、住宅令第1条第3号の規定の例に準じて算出した額。以下同じ。）が別に定める額以下であるとき。

（2） 県営住宅の入居者又は同居者が3月以上の療養を要する疾病にかかり、収入から当該療養に要した必需費用を控除した後の所得月額が前号で定める額以下であるとき。

（3） 県営住宅の入居者が災害により著しい損害を受けたとき（災害により新たに県営住宅に入居する場合を含む。）。

（4） その他所長が定める特別な事情があるとき。

3 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）第33条の規定による住宅扶助（以下「住宅扶助」という。）を受けている者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、家賃の減免を受けることができる。

（1） 家賃の額が住宅扶助の額を超えるとき。

（2） 入院加療のため、住宅扶助の支給を停止されたとき。

4 前2項に規定する減免事由ごとの減免割合及び減免を承認する期間は、別に定める。

（届出義務）

第21条 家賃の減免の承認を受けた者は、当該減免事由が消滅したときは、速やかに県営住宅家賃減免（徴収猶予）事由消滅届（第14号様式）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該減免の承認を取り消し、その旨を通知する。

（減免の更正等）

第22条 所長は、家賃の減免の承認を受けた者の当該減免事由に変更があったと認めるときは、その状況に応じて減免の承認期間又は減免額を更正する。

2 所長は、家賃の減免の承認を受けた者の当該減免事由が消滅したと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

3 所長は、家賃の減免の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その承認を取り消すことができる。

（1） 減免後の家賃を滞納したとき。

（2） 条例第24条第3項及び条例第26条から第31条まで並びに第29条第2項の規定に違反したとき。

（3） 条例第25条各号に掲げる費用を負担しないとき。

4 所長は、第1項の規定により家賃の減免を更正したとき又は前2項の規定により家賃の減免の承認を取り消したときは、その旨を通知する。

（家賃の徴収猶予）

第23条 条例第20条の規定により家賃の徴収の猶予を受けようとする県営住宅の入居者は、県営住宅家賃徴収猶予申請書（第15号様式）に徴収の猶予を受けることができる事由に該当することを証する書類を添付して所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による申請の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、当該申請のあった月の翌月から家賃の徴収を猶予する。

- (1) 疾病、失業等により一時的に家賃の支払い能力が減少していること。
- (2) 将来支払い能力の回復が見込まれること。

3 家賃の徴収の猶予の期間は、申請のあった月の翌月から6月以内とする。
(家賃徴収猶予事由消滅の届出等)

第24条 家賃の徴収の猶予を受けた者は、徴収の猶予事由が消滅したときは、速やかに県営住宅家賃減免（徴収猶予）事由消滅届を提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による届出を受理したとき又は家賃の徴収の猶予を受けた者の当該猶予事由が消滅したと認めるときは、当該徴収の猶予を取り消し、その旨を通知する。
(徴収猶予額の納付)

第25条 家賃の徴収の猶予を受けた者は、当該徴収の猶予の期間が満了したとき又は前条第2項の規定により徴収の猶予が取り消されたときは、速やかに徴収を猶予されていた額を納付しなければならない。
(敷金の減免及び徴収の猶予)

第26条 条例第22条第2項の規定により敷金の減免又は徴収の猶予を受けようとする県営住宅の入居者は、入居指定日までに県営住宅敷金減免（徴収猶予）申請書（第16号様式）を所長に提出しなければならない。
(敷金の徴収猶予期間等)

第27条 敷金の徴収を猶予する期間は、入居指定日から6月以内とする。

2 敷金の徴収の猶予を受けた者は、前項の期間が満了したときは、速やかに徴収を猶予されていた額を納付しなければならない。
(敷金の還付請求)

第28条 条例第22条第3項の規定による敷金還付の請求は、県営住宅明渡届・敷金還付請求書（第17号様式）を所長に提出してしなければならない。

第3節 保管

(借上公営住宅の修繕費用負担)

第29条 借上げに係る公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、条例第25条第1号及び第2号に規定するものを除き、県の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、借上げに係る公営住宅の入居者の責に帰すべき事由によって修繕の必要が生じた場合は、当該入居者は、所長が命ずるところにより、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(施設維持管理料の額等)

第29条の2 施設維持管理料は、県営住宅ごとに算定するものとし、各年度における施設維持管理料の月額額は、その年度の前々年度における条例第25条第5号に掲げる費用（条例第25条の2第1項の

規定により徴収することとしたものに限る。)の額を入居者数で除し、その額を12で除して得た額に、徴収に係る経費の額として別に定める額を加算した額とする。ただし、これによることができない場合又はこれによることが適当でないと認められる場合は、別に定めることができる。

2 施設維持管理料は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までにその月分を納付しなければならない。ただし、施設維持管理料の月額が少額である場合その他必要と認められる場合における施設維持管理料の納付の期限は、別に定める日とすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、施設維持管理料の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

(不使用の届出)

第30条 条例第28条の規定による届出は、県営住宅不使用届出書(第18号様式)を使用しないこととなる日の前日までに所長に提出してしなければならない。

(用途変更等の承認)

第31条 条例第30条ただし書の規定により、住宅以外の用途の併用を承認する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 身体障害者があん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうの営業を行う場合
- (2) 営業所と住居とが同一であることが法令の規定により義務づけられている営業を行う場合
- (3) その他前2号に準ずるもので、特にやむを得ないと認められる営業を行う場合

2 条例第30条ただし書又は第31条第1項ただし書の規定による承認を得ようとする県営住宅の入居者は、県営住宅用途変更承認申請書(第19号様式)又は県営住宅模様替え(増築)承認申請書(第20号様式)を所長に提出しなければならない。

第4節 収入超過者及び高額所得者

(収入超過者等の意見の申出)

第32条 第19条第3項の規定は、条例第32条第3項又は第35条第2項の規定により意見を述べる場合について準用する。

(明渡し期限の延長の申出等)

第33条 条例第37条第1項の規定による申出は、公営住宅明渡し期限延長申出書(第21号様式)を所長に提出してしなければならない。

2 条例第37条第1項の規定による期限の延長は、6月以内とする。ただし、所長が特に認める場合は、この限りでない。

(住宅のあっせんの申出)

第34条 条例第39条の規定による申出は、住宅あっせん申出書(第22号様式)を所長に提出してしなければならない。

第5節 建替え

(仮住居の提供)

第35条 条例第41条第2項に規定する知事が必要と認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 条例第40条第1項に規定する公営住宅の入居者（条例第41条第1項に規定する者を除く。）
 - (2) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による当該公営住宅の除却前の最終の入居者で、新たに整備される公営住宅への入居を希望する旨を申し出たもの
 - (3) 改良住宅の用途の廃止による当該改良住宅の除却前の最終の入居者で、新たに整備される県営住宅への入居を希望する旨を申し出たもの
- （建替えに係る家賃の減額）

第36条 条例第44条第1項の規定による家賃の減額は、新たに入居する公営住宅の家賃の額から従前の公営住宅の最終の家賃の額を控除した額に次の表の左欄各項に定める入居期間の区分に応じてそれぞれ右欄各項に定める率を乗じた額を減額するものとする。

入居期間	率
1年以下の場合	6分の5
1年を超え2年以下の場合	6分の4
2年を超え3年以下の場合	6分の3
3年を超え4年以下の場合	6分の2
4年を超え5年以下の場合	6分の1

第6節 監理

（県営住宅退去の届出等）

第37条 県営住宅の入居者は、同居者を残して県営住宅を退去する場合は、その15日前までに県営住宅退去届（第23号様式）を所長に提出しなければならない。

2 県営住宅の入居者は、本人又は同居者に次の各号に掲げる異動が生じたときは、その異動の生じた日から15日以内に県営住宅入居世帯異動届（第24号様式）を所長に提出しなければならない。ただし、県営住宅の入居者が死亡した場合は、15日以内に同居者がその旨を所長に届け出なければならない。

- (1) 県営住宅の入居者又は同居者の出産、死亡又は氏名変更
- (2) 県営住宅の入居者の勤務先変更
- (3) 同居者の転出
- (4) その他前各号に準ずる異動

（明渡しの届出）

第38条 条例第47条第1項の規定による届出は、県営住宅明渡届・敷金還付請求書を所長に提出しなければならない。

第3章 社会福祉事業等への活用

（公営住宅使用許可申請書）

第39条 条例第50条第1項に規定する書面は、公営住宅使用許可申請書（第25号様式）とする。

- 2 公営住宅使用許可申請書には、当該社会福祉法人等（地方公共団体を除く。）の定款の写しその他所長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（公営住宅使用料）

第40条 条例第51条第1項の使用料は月ぎめとする。

- 2 社会福祉法人等は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までにその月分の使用料を納付しなければならない。
- 3 社会福祉法人等が新たに公営住宅の使用を開始した場合又は公営住宅を明け渡した場合において、その月における使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は、日割計算による。

（保証金）

第41条 条例第52条第1項の保証金の額は、使用開始時における2月分の使用料に相当する金額とする。

- 2 社会福祉法人等は、使用開始前に保証金を納付しなければならない。

第4章 駐車場等の管理

（駐車場使用の申込み）

第42条 条例第59条第1項の規定による使用の申込みは、条例第58条第1項に規定する者にあつては県営住宅駐車場使用申込書（第26号様式）を、同条第2項に規定する者にあつては県営住宅駐車場使用申込書（第27号様式）を、同条第3項に規定する者にあつては県営住宅駐車場使用申込書（第28号様式）を所長に提出してしなければならない。

- 2 条例第59条第1項の規定により使用を申し込むことができる区画数は、一の世帯（条例第58条第1項又は第3項に該当する場合にあつては当該使用の申込みをする者の属する世帯をいい、同条第2項に該当する場合にあつては日常生活の援助を受ける県営住宅の入居者又は同居者の属する世帯をいう。）につき1区画限りとする。ただし、所長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（駐車場使用者の決定）

第43条 所長は、条例第59条第1項の規定による使用の申込みをした者（以下「使用申込者」という。）の数が、使用させるべき駐車場の数を超える場合は、公開による抽選で駐車場使用者を決定する。ただし、次の各号のいずれかに該当する使用申込者（条例第58条第1項に規定する者に限る。）については、選考により駐車場使用者として決定する。

- （1）身体障害者でその身体障害者手帳に記載されている下肢に係る障害の級別が1級から4級までのもの又はこれと同程度の障害があると認められる者（次号において「歩行困難者」という。）が自動車を所有し、自ら運転する場合
- （2）歩行困難者と生計を一にする者が専ら当該歩行困難者のために自動車を所有し、当該歩行困難者のために運転する場合
- （3）前2号と同等の事由が認められる場合

- 2 所長は、条例第59条第2項の規定により駐車場使用者を決定する場合において、前項の駐車場使用者のほかに順位を定めて予備登録者を決定することができる。

(駐車場使用料の減免)

第44条 条例第61条第2項の規定により使用料の減免をする特別の事情がある場合は、駐車場使用者(条例第58条第1項に規定する者に限る。次項、第47条第1項及び第2項並びに第50条第1項において同じ。)が前条第1項各号のいずれかに該当する場合とする。

2 条例第61条第2項の規定により使用料の減免を受けようとする駐車場使用者は、県営住宅駐車場使用料減免申請書(第29号様式)に減免を受けることができる事由に該当することを証する書類を添付して所長に提出しなければならない。

3 駐車場使用料の減免割合及び減免を承認する期間は、別に定める。

(届出義務)

第45条 駐車場使用料の減免の承認を受けた者は、当該減免事由が消滅したときは、速やかに県営住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)事由消滅届(第30号様式)を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による届出を受理したときは、減免の承認を取り消し、その旨を通知する。

(減免の更正等)

第46条 所長は、駐車場使用料の減免の承認を受けた者の当該減免事由に変更があったと認めるときは、その状況に応じて減免の承認期間又は減免額を更正する。

2 所長は、駐車場使用料の減免の承認を受けた者の当該減免事由が消滅したと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

3 所長は、駐車場使用料の減免の承認を受けた者が減免後の駐車場使用料を滞納したときは、その承認を取り消すことができる。

4 所長は、第1項の規定により駐車場使用料の減免を更正したとき又は前2項の規定により駐車場使用料の減免の承認を取り消したときは、その旨を通知する。

(駐車場使用料の徴収猶予)

第47条 条例第61条第2項の規定により使用料の徴収の猶予をする特別の事情がある場合は、駐車場使用者が次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 疾病、失業等により一時的に駐車場使用料の支払い能力が減少していること。

(2) 将来支払い能力の回復が見込まれること。

2 条例第61条第2項の規定により使用料の徴収の猶予を受けようとする駐車場使用者は、県営住宅駐車場使用料徴収猶予申請書(第31号様式)に徴収の猶予を受けることができる事由に該当することを証する書類を添付して所長に提出しなければならない。

3 駐車場使用料の徴収の猶予の期間は、申請のあった月の翌月から6月以内とする。

(駐車場使用料徴収猶予事由消滅の届出等)

第48条 駐車場使用料の徴収の猶予を受けた者は、徴収の猶予事由が消滅したときは、速やかに県営住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)事由消滅届を提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による届出を受理したとき又は駐車場使用料の徴収の猶予を受けた者の当該猶予事由が消滅したと認めるときは、当該徴収の猶予を取り消し、その旨を通知する。

(徴収猶予額の納付)

第49条 駐車場使用料の徴収の猶予を受けた者は、当該徴収の猶予の期間が満了したとき又は前条第2項の規定により徴収の猶予が取り消されたときは、速やかに徴収を猶予されていた額を納付しなければならない。

(保証金の減免及び徴収猶予)

第50条 条例第63条第2項において準用する条例第22条第2項の規定により、保証金の減免又は徴収猶予を受けようとする駐車場使用者は、使用開始指定日までに、県営住宅駐車場保証金減免（徴収猶予）申請書（第32号様式）を所長に提出しなければならない。

2 第27条の規定は、保証金の徴収の猶予について準用する。

(保証金の還付請求等)

第51条 条例第63条第2項において準用する条例第22条第3項の規定による保証金還付の請求は、県営住宅駐車場明渡届・保証金還付請求書（第33号様式）を所長に提出してしなければならない。

2 条例第65条の規定による届出は、県営住宅駐車場明渡届・保証金還付請求書を所長に提出してしなければならない。

(駐車場の使用許可)

第52条 条例第65条の2第2項の規定による使用の許可を受けようとする者は、個人にあつては県営住宅駐車場使用許可申請書（第34号様式）を、法人その他の団体にあつては県営住宅駐車場使用許可申請書（第35号様式）を所長に提出しなければならない。

2 条例第65条の2第3項の規定による許可事項の変更の許可を受けようとする者は、県営住宅駐車場使用許可事項変更申請書（第36号様式）を所長に提出しなければならない。

(使用料の減免及び徴収猶予)

第53条 条例第65条の2第5項において準用する条例第61条第2項の規定により使用料の減免をする特別な事情がある場合は、条例第65条の2第2項の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 当該県営住宅の入居者等を構成員とする団体が入居者等の生活の利便性の向上を目的として使用する場合
- (2) 国、地方公共団体、公益を目的とする団体等が公用、公共用又は公益の用に供するために使用する場合
- (3) 所長が特に必要と認める場合

2 前項に規定するもののほか、条例第65条の2第5項において準用する条例第61条第2項の規定による使用料の減免又は徴収の猶予については、第44条から第49条まで（第44条第1項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第44条第2項並びに第47条第1項及び第2項中「条例第61条第2項」とあるのは「条例第65条の2第5項において準用する条例第61条第2項」と、第44条第2項中「県営住宅駐車場使用料減免申請書（第29号様式）」とあるのは「使用料減免申請書（第37号様式）」と、第45条第1項中「県営住宅駐車場使用料減免（徴収猶予）事由消滅届（第30号様式）」

とあるのは「使用料減免（徴収猶予）事由消滅届（第38号様式）」と、第47条第2項中「県営住宅駐車場使用料徴収猶予申請書（第31号様式）」とあるのは「使用料徴収猶予申請書（第39号様式）」と、第48条第1項中「県営住宅駐車場使用料減免（徴収猶予）事由消滅届」とあるのは「使用料減免（徴収猶予）事由消滅届」と読み替えるものとする。

（広場、緑地等の使用許可）

第54条 条例第65条の3第1項に規定する規則で定める共同施設は、児童遊園、集会所及び高齢者生活相談所とする。

2 条例第65条の3第2項の規定による使用の許可を受けようとする者は、個人にあつては広場等使用許可申請書（第40号様式）を、法人その他の団体にあつては広場等使用許可申請書（第41号様式）を所長に提出しなければならない。

3 条例第65条の3第3項の規定による許可事項の変更の許可を受けようとする者は、広場等使用許可事項変更申請書（第42号様式）を所長に提出しなければならない。

（使用料の減免及び徴収猶予）

第55条 条例第65条の3第5項において準用する条例第61条第2項の規定により使用料の減免をする特別な事情がある場合は、条例第65条の3第2項の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）当該公営住宅の入居者等を構成員とする団体、地方公共団体又は公共的団体が使用する場合

（2）所長が特に必要と認める場合

2 前項に規定するもののほか、条例第65条の3第5項において準用する条例第61条第2項の規定による使用料の減免又は徴収の猶予については、第44条から第49条まで（第44条第1項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第44条第2項並びに第47条第1項及び第2項中「条例第61条第2項」とあるのは「条例第65条の3第5項において準用する条例第61条第2項」と、第44条第2項中「県営住宅駐車場使用料減免申請書（第29号様式）」とあるのは「広場等使用料減免申請書（第43号様式）」と、第45条第1項中「県営住宅駐車場使用料減免（徴収猶予）事由消滅届（第30号様式）」とあるのは「広場等使用料減免（徴収猶予）事由消滅届（第44号様式）」と、第47条第2項中「県営住宅駐車場使用料徴収猶予申請書（第31号様式）」とあるのは「広場等使用料徴収猶予申請書（第45号様式）」と、第48条第1項中「県営住宅駐車場使用料減免（徴収猶予）事由消滅届」とあるのは「広場等使用料減免（徴収猶予）事由消滅届」と読み替えるものとする。

第5章 指定管理者

（指定管理者指定申請書）

第56条 条例第67条第1項に規定する申請書は、神奈川県県営住宅等指定管理者指定申請書（第46号様式）とする。

（指定管理者の公募の公告）

第57条 知事は、指定管理者を公募するときは、インターネットの利用その他の方法により次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 指定管理者を公募する施設の名称及び指定の期間
- (2) 指定管理者の指定の基準
- (3) 申請書の受付期間及び受付場所
- (4) 指定管理者の指定の申請に関し必要な事項を記載した書類の配布期間及び配布場所
- (5) その他必要な事項

(指定管理者の指定の基準)

第58条 条例第68条第7号に規定する規則で定める基準は、必要な人材を確保することができ、かつ、緊急時に速やかに対応できると認められることとする。

第6章 雑則

(立入検査証)

第59条 条例第72条第3項に規定する身分を示す証票は、県営住宅立入検査証（第47号様式）とする。

(家賃等の端数計算)

第60条 条例第17条第1項、第18条若しくは第34条の規定により県営住宅の家賃を算定する場合又は条例第17条第3項の規定により近傍同種の住宅の家賃を算定する場合において、その額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 2 条例第20条（条例第38条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第44条の規定により家賃若しくは金銭を減額する場合又は条例第61条第2項（条例第65条の2第5項及び第65条の3第5項において準用する場合を含む。）の規定により使用料を減額する場合において、その減額する額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を100円に切り上げる。

附 則

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県県営住宅管理条例施行規則（昭和36年神奈川県規則第66号）は、廃止する。

附 則（平成11年9月28日規則第83号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成11年12月28日規則第93号）

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第103号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 5 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年 8 月 8 日規則第132号）

この規則は、平成12年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 9 月29日規則第138号）

この規則は、平成12年10月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月29日規則第60号）

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 6 月 8 日規則第61号）

この規則は、平成16年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月25日規則第41号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成17年 1 月 1 日に現に入居している者又は同居している者に公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第421号）附則第 2 項に規定する老年者がある場合における神奈川県県営住宅条例（平成 9 年神奈川県条例第36号）第19条第 2 項に規定する収入の申告については、改正後の第19条第 1 項及び第 2 項並びに第11号様式にかかわらず、平成19年 3 月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成17年 3 月29日規則第106号）

- 1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の規定によりなされた申請その他の手続又は行為のうちこの規則の施行の日以後において住宅営繕事務所長が行うこととなる事務に係るもので、この規則の施行の際まだその処理がなされていないものは、この規則の施行の日以後においては、住宅営繕事務所長に対してなされた申請その他の手続又は行為とみなす。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成18年 3 月31日規則第63号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、第16条第 2 項の改正規定は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 1 月30日規則第 9 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年10月19日規則第107号）

- 1 この規則は、平成19年11月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成20年12月22日規則第120号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 5 月 7 日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日規則第51号）

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成25年 3 月31日までの間は、第 2 条の規定による改正後の神奈川県県営住宅条例施行規則第 3 条の 4 第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「第 4 号」とあるのは、「第 4 号並びに神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例（平成24年神奈川県条例第32号）附則第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の神奈川県県営住宅条例第 6 条第 1 項第 2 号」とする。

附 則（平成24年 6 月 8 日規則第72号）

- 1 この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に県営住宅に入居した者に係る神奈川県県営住宅条例施行規則第13条第 3 項に規定する県営住宅入居完了届の添付書類については、改正後の第 6 号様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成25年 3 月19日規則第33号）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にした改正後の第22条第 3 項第 2 号及び第 3 号に規定する行為については、同項の規定は適用しない。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成28年 3 月29日規則第46号）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成30年 3 月30日規則第19号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の 2、第 3 条の 4、第 9 条第 5 号及び第18条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月25日規則第15号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月10日規則第12号）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第54条及び第40号様式から第42号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 県営住宅の入居者の連帯保証人に係る改正前の第1条第27号、第14条第3項及び第7号様式の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同様式中「連帯保証債務」とあるのは、「連帯保証債務（極度額は、変更時における12月分の家賃に相当する金額とします。）」とする。

附 則（令和2年9月29日規則第74号）

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和3年4月30日規則第46号）

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第18条第2号及び第11号様式の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和3年9月28日規則第80号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和5年3月10日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月8日規則第8号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月18日規則第19号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月11日規則第80号）

- 1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第2号様式（第2条関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第3号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第4号様式（第3条関係）（表）（用紙 縦12.75センチメートル 横17.75センチメートル）

第4号様式の2（第3条関係）（表）（用紙 縦12.75センチメートル 横17.75センチメートル）

第4号様式の2の2（第3条関係）（表）（用紙 縦12.75センチメートル 横17.75センチメートル）

第4号様式の3（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第4号様式の3の2（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第4号様式の4（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第4号様式の4の2（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第4号様式の5（第3条の3関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第4号様式の5の2（第3条の3関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第4号様式の6（第3条の4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第4号様式の7（第3条の4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第4号様式の8（第3条の4関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第4号様式の9（第3条の4関係）（表）（用紙 縦12.75センチメートル 横17.75センチメートル）

第5号様式（第13条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第5号様式の2（第13条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第5号様式の3（第13条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第6号様式（第13条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第7号様式及び第8号様式 削除

第9号様式（第15条関係）（用紙 日本産業規格A4横長型）

第10号様式（第16条関係）（用紙 日本産業規格A4横長型）

第10号様式の2（第16条関係）（用紙 日本産業規格A4横長型）

第10号様式の3（第16条関係）（用紙 日本産業規格A4横長型）

第11号様式（第19条関係）（用紙 縦22.75センチメートル 横29.15センチメートル）

第12号様式（第19条、第32条関係）（用紙 日本産業規格A4横長型）

第13号様式（第20条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第14号様式（第21条、第24条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第15号様式（第23条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第16号様式（第26条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第17号様式（第28条、第38条関係）（用紙 日本産業規格A4横長型）

第18号様式（第30条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第19号様式（第31条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第20号様式（第31条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第21号様式（第33条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第22号様式（第34条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第23号様式（第37条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第24号様式（第37条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 横長型）

第25号様式（第39条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第26号様式（第42条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第27号様式（第42条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第28号様式（第42条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第29号様式（第44条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第30号様式（第45条、第48条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第31号様式（第47条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第32号様式（第50条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第33号様式（第51条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 横長型）

第34号様式（第52条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第35号様式（第52条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第36号様式（第52条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第37号様式（第53条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第38号様式（第53条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

第39号様式（第53条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦長型）

第40号様式（第54条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦長型）

第41号様式（第54条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦長型）

第42号様式（第54条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦長型）

第43号様式（第55条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦長型）

第44号様式（第55条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦長型）

第45号様式（第55条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦長型）

第46号様式（第56条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦長型）

第47号様式（第59条関係）（表）（用紙 縦6センチメートル 横9センチメートル）